

公益財団法人世界自然保護基金ジャパン (WWF ジャパン)
役員および評議員の報酬・退職金等に関する規程

役員および評議員は無給とする。退職金・慰労金・功労金等の類も支給しない。

附 則

- 1 この規程は2003年4月1日から施行する。
- 2 改訂 2011年2月1日